慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	一九八二年の日韓歴史教科書問題の萌芽と展開 : メディア・フレーム論による日韓関係と韓国の政治社会的分析
Sub Title	The origin and development of the history textbook confliction between Japan and South Korea in 1982 : the political and social analysis of the relationship between Japan and South Korea and South Korea by the media frame theory
Author	田中, 雄一朗(Tanaka, Yuichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.113, (2017. 6) ,p.69- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20170615-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一九八二年の日韓歴史教科書問題の萌芽と展開
――メディア・フレーム論による日韓関係と韓国の政治社会的分析――

田中雄一朗

一　はじめに
二　日韓教科書問題をめぐる先行研究
三　一九八〇年代の韓国の対日報道状況の検討と分析枠組み
(一)　民主化以前の韓国の対日報道状況の検討
(二)　分析枠組み
四　一九八二年の日韓歴史教科書問題をめぐる韓国紙の言説分析
(一)　日本各紙の「誤報」前（一九八二年六月二五日以前）：「歴史歪曲」フレーム
(二)　「誤報」から「松野発言」まで（六月二六日～七月二二日）：「歴史歪曲」フレーム
(三)　「松野発言」から「宮沢談話」まで（七月二三日～八月二六日）
1　「韓国政府の不作為」フレーム
2　「歴史重点化」フレーム
3　「中国重視、韓国軽視の日本」フレーム
(四)　「宮沢談話」から「近隣諸国条項」の発表とその後の展開まで（八月二七日～一二月三一日）：「是正措置不満」フレーム
五　メディア・フレームの誕生とその変容
六　おわりに

一　はじめに

日韓間で歴史認識が問題視されるようになって久しい。しかし、日韓歴史認識問題と言っても、現在のように議論されるようになったのは一九八〇年代からである。そこでは日本側の歴史認識が問題視され日韓における「歴史認識の一致」や「共通の教科書」の作成が比較的盛んに検討されているが、紛争発生の起源や政治外交問題化の原因などについては積極的に検討されているとは言い難い。これは日韓歴史認識問題全般についても言えることである。

歴史教科書問題は、八〇年代以降に議論されるようになった典型的な歴史認識問題のうちの一つである(1)。言うなれば歴史教科書問題は戦後日韓間で初めて「歴史認識」そのものが問題となって深刻化した問題であり(2)、これを機に靖国神社参拝問題や従軍慰安婦問題といった現在も日韓歴史認識問題を代表する問題が八〇年代・九〇年代を中心に次々と発生していった。もちろんそれ以前にも「久保田発言」による日韓国交正常化会談の中断など、日本側が示す歴史認識が韓国側で問題視され外交問題に発展するケースはあったが、それは靖国神社参拝問題や従軍慰安婦問題といった現在の日韓歴史認識問題を代表する問題とは異なる形で議論されており、先に挙げたような現在の日韓に横たわる代表的な問題は七〇年代以前にはほとんど議論されてこなかった(3)。

また、一九八二年に発生した歴史教科書問題は、日韓両国の歴史認識問題において重要視されている問題であり、とりわけ二〇〇一年に「新しい教科書をつくる会」の教科書が検定を通過してからは日韓両国政府間で様々な取り組みが行われた他、新しい日本の教科書が公開される度にその記述内容をめぐって紛争を繰り返すといった構造が常態化している。

すなわち日韓間の教科書問題は比較的新しく発生した問題であり、現在にも通ずる重要な問題である。それにもか

かわらず、一般に教科書問題を含め、日韓歴史認識問題では日本の「歴史歪曲」が問題視されている。そうした現状を踏まえ、一九八二年の日韓歴史教科書問題の萌芽と展開が「歴史歪曲」だけで説明できるのだろうかというのが本論文の問題意識である。本論文は一九八二年の日韓歴史教科書問題の発生から「近隣諸国条項」の発表に至るまでの同問題をめぐる韓国紙の報道をメディア・フレーム論を用いながら分析することを通じて、歴史教科書問題が当時の韓国社会や韓国の一般市民にどのように理解され、なぜ問題になったのかを明らかにし、問題の萌芽と展開における社会的背景を解き明かすことを目的としている。

二　日韓教科書問題をめぐる先行研究

一九八二年の歴史教科書問題は、日中戦争以降の日本の中国大陸への「侵略」を、「進出」と書き換えられた歴史教科書が文部省の検定を通過したという日本各紙の「誤報」[4]から始まったということは広く知られている。七月に中国の『人民日報』が本件を大々的に報道すると[5]、それが韓国にも飛び火することで問題が重大化した。それ以降韓国では日本が歴史を歪曲し、教科書記述を歪曲しているという内容が連日報じられ、こうした教科書の書き換えが隣国日本の右傾化の証左とされた。その後、二〇〇一年に「新しい教科書をつくる会」の教科書が検定を通過すると、日本の教科書と右傾化を結びつけた声は韓国内で益々高まり、歴史だけではなく地理や公民も含めた社会科全般の教科書が問題の対象に挙がるようになってきている。かかる観点から、以下では日韓教科書問題をめぐる日本と韓国における先行研究を整理する。

日韓教科書問題の既存研究[6]は三通りに大別できると言えるだろう。第一に教科書問題において典型的とも言える史実を検証した研究や教科書の記述内容に注目した研究である。これは教科書問題に限らず日韓歴史認識問題全般の研

究において典型的とも言える研究だが、この史実・記述内容検討型の研究は、まず日本の教科書の記述内容を検討したタイプの研究に細分化できる。韓国で盛んなこのタイプの研究は二〇〇一年に教科書検定を通過した「新しい教科書をつくる会」の教科書やそれ以降に検定を通過した同会の歴史観を引き継ぐ教科書の記述を検討した研究[7]が主流であるが、二〇〇一年以前のものとして一九八二年や一九八六年の教科書問題で韓国側が日本に提示した修正点などを踏まえてその部分の記述を分析した研究[8]なども存在する。次に特定の歴史的事項に関して日韓両国、あるいはどちらか一方の教科書記述を比較して、その内容の変化や真偽を分析したものに分けられる。このタイプの研究では古代史であればいわゆる「加羅（任那）日本府説」、中世史であれば豊臣秀吉の朝鮮出兵、近現代史であれば日韓併合の過程や植民地統治の内容、植民地支配の結果によって生じた諸問題など、日韓間でよく争点化する歴史的事項に関する日韓の教科書記述の視点や内容の違いを比較した研究[9]や、韓国の是正要求を受けて日本の教科書記述がどのように変わってきているのかを分析しているもの[10]などが存在する。最後に日韓両国の学習指導要領の内容を踏まえながら両国の教科書との関係を分析したものに分類できる。このタイプの研究では日本あるいは韓国の学習指導要領の内容がそれぞれの国の教科書にどのように反映されているのかといった視点からの研究[11]がなされている。

第二に教科書検定制度との関係から教科書問題を考察したものである。このタイプの研究には日本の教科書検定制度の制度的問題点と教科書問題を結びつけて現状に対する課題を指摘している研究[12]や家永三郎の教科書裁判との関係から同問題に言及している研究[13]などがある。こうした検定注目型の研究は日本で盛んだが、このことは中国と韓国が一九八二年七月に日本の歴史教科書記述に異議申し立てをするまで、教科書問題が日本国内の問題と捉えられていたことも背景にあるだろう。

第三に一九八二年の教科書問題について日本各紙の「誤報」（六月二六日）から「宮沢談話」の発表（八月二六日）あるいは「近隣諸国条項」の発表（一一月二四日）に至るまでの政治的展開に注目した研究である。このタイプの研

究の多くは政治過程の分析であり、同問題について日本・韓国・中国の政府の動きを参照しながら、教科書問題の協議過程の分析を行った研究[14]などが代表的である。また同問題に関する政治過程以外の分析[15]ではメディア言説に注目した研究がなされているが[16]、教科書問題のように一九八〇年代の韓国のメディア言説を分析する際に用いられるメディアは『朝鮮日報』に偏りがちな傾向が見られる[17]。その他、メディア言説を分析概念に用いた日韓関係の研究という意味では、韓国の全般的な対日観や日本の全般的な対韓観に関わるもの[18]が一般的である。

このように日韓教科書問題の先行研究は、全般的に史実・記述内容検証型の研究に偏っている上、基本的に二〇〇一年以降に教科書検定を通過した「新しい教科書をつくる会」と同会の歴史観を引き継ぐ教科書を題材にした研究が多いため、必然的に二〇〇一年以降の研究が多くなっている。そのため一九八二年の日韓歴史教科書問題に関する研究蓄積は相対的に不足しており、歴史教科書問題が当時の韓国社会や韓国の一般市民にどのように受容されていったのかについて、あるいはなぜ日本の教科書が当時の韓国で問題になり政治外交問題にまで発展してしまったのかについて十分な議論がなされているとは言い難い。また一九八二年の日韓歴史教科書問題を題材にした研究は政治過程の分析が主流であり、メディア言説を分析概念に用いた研究も韓国側の報道を分析したものは少ない上、分析に用いられた韓国のメディアにもやや偏りが見られる。

本稿では、今まで見落とされがちであった一九八二年の歴史教科書問題に対する当時の韓国社会や韓国の一般市民の受容過程や紛争化の経緯を新聞報道に基づいて解明することが目的である。日本の教科書記述をはじめ日韓関係に対する韓国社会の関心は高く、二〇〇一年に「新しい教科書をつくる会」の教科書が検定を通過してからは歴史だけではなく地理や公民も含めた社会科全般の教科書が問題の対象に挙がるようになってきている。一九八二年の日韓歴史教科書問題はこうした現在まで続く日韓間の教科書紛争の発端となったことから同問題に関する萌芽と展開を分析する必要性は高いと考える。

三　一九八〇年代の韓国の対日報道状況の検討と分析枠組み

㈠　民主化以前の韓国の対日報道状況の検討

本稿では分析対象として一九八二年の日韓歴史教科書問題の韓国社会や韓国の一般市民の認識枠組みに影響を及ぼすマス・メディアを取り上げる。その際に一点注意しなければならないのは当時の韓国はまだ民主化しておらず、全斗煥政権という権威主義体制の下、言論統制も行われていたということである。このような事情が一九八二年の日韓歴史教科書問題を韓国側の報道を基に分析しているものが少ない理由の一つなのかもしれないが、いずれにしても当時の韓国紙による対日報道状況を検討してみたい。一九七〇年代までの韓国の対日報道の全般的な特徴と傾向について、その日本に対する捉え方を田中明は次のように述べている。(19)

① 李氏朝鮮末期までは韓国から文化を摂取してきた文化的後進国。明治維新以後は西欧文明の吸収に狂奔し、東洋のなかの西洋になった国。
② 日帝三十六年間、わが民族を弾圧し搾取してきた奸悪な国。
③ 第二次大戦後には、六・二五動乱（朝鮮戦争）に便乗して経済を復興し、さらに、何ごとであれ打算本位ですばしこく経済成長を成しとげたエコノミック・アニマルの国。（共産圏とも二股をかける破廉恥な外交も、そうした性格からくる。）
④ 経済発展とともに軍事力も増強され、ふたたびアジア諸国への制覇の道へ乗り出すかもしれない警戒すべき国。

田中明が指摘する①～④のどれをとっても基本的に否定的な報道傾向になっていることが分かる。実はこうした韓

国の対日報道傾向は近年でもなくなったとは言い難い。[20] また八〇年代には『朝鮮日報』と『東亜日報』の紙面上で「親日」をめぐるイデオロギー闘争が繰り広げられたほどであり、どちらの新聞も「親日」レッテルを貼られることを嫌っていた。[21] もちろん日本による植民地支配を受けた韓国ではこのような傾向はこの二社に限ったことではなかった。民主化以前の韓国では国内の「反日」を韓国政府が「操作」していた事実こそあるものの、[22] 日本による侵略や植民地統治を第二次日韓協約（一九〇五）や日韓併合条約（一九一〇）締結当時に遡って無効と判断している韓国において、「反日」とはある種自然な現象であったと言えるだろう。そのため権威主義体制下の言論政策によっても社会の反日意識を政府が十分に統制することはできていなかった。[23] 一九八二年の日韓歴史教科書問題は日本の教科書が「韓国関連史を歪曲している」といった内容から始まっており、こうした事実を鑑みれば、教科書問題などで日本を否定的に報じることについては言論統制下にあっても比較的自由度が高かったと判断して良いのではないだろうか。

(二) 分析枠組み

本稿では、マス・メディア報道を分析する際にメディア・フレームという分析概念を用いる。メディア・フレームとは「何を認知・解釈し、何を提示するのかということに関する一貫したパターン」であり、「何を選択・強調し、何を排除するのかというパターン」を意味する。[24] そしてそのフレームは、問題を定義し、その原因を診断し、それについて道徳的判断を示し、対策を示唆する働きを有している。[25] すなわち、メディア・フレームとは主としてマス・メディアが供給する情報について付与されている何らかの文脈や状況に対する価値判断を示している概念であると考えられる。[26]

メディアのフレーミングにはプロセスがあり、ニュースの作成現場におけるフレーミングを経てニュースの中に何らかのフレームが組み込まれるまでの過程がフレームの形成過程、ニュースが報道されオーディエンス側の情報処理

や態度などに何らかの影響・効果を与えるまでの過程がフレームの設定過程と理解できる。[27] 一般にメディアのフレーミング効果とは「争点を描写する際のメディアの枠づけの仕方が、同じ争点に対する受け手の解釈や評価を規定する」[28]ことを指し、前述したフレーミングのプロセスでは、オーディエンス側に情報処理や態度、行動などに影響・効果を与える過程に該当する。従来までのメディア・フレーム論の研究を見ても、効果研究のフレーム分析が重視されており、「効果」や「影響」に関する問題意識を相対化し、メディアとオーディエンスの間の「相互作用」に注目し、その中で意味が創造される側面を重視してきており、[29] 本稿も基本的にはメディアにより創造された「意味」に着目しながら、当時の社会的背景を考察するものである。

また、メディア・フレームの分析で重要なもののうちの一つに「争点文化（issue culture）」[30]がある。「争点文化」とは、ある争点を意味付けるために形成された固有の理念やシンボルのネットワークのことであり、これを形成するメディア言説を分析する上で登場する主要概念がフレームであり、メディア・フレームはここにおいて争点を定義付ける中核的な考え方そのものを指す。[31] この他にもメディア・フレームは他の出来事の報道が、メディア・フレームの形成・変容に影響を与えるといった争点連関という特徴も持っている。[32] そして争点同士の連関には「争点文化」により形成された争点の定義や、当該社会で広く共有された価値観が反映される。[33] これら「争点文化」や争点連関については、例えば日本の政治家の何気ない発言が、日本が「正しい歴史認識を持っていない」ことの証左として扱われ、「歴史歪曲の産物」という枠組みで繰り返し報じられていることや、韓国が従軍慰安婦問題などの日本との代表的な歴史認識問題について「日本が歴史を歪曲している」という枠組みを繰り返し使って報道していることなどを考えると理解しやすい。

本稿の位置付けはあくまでも日韓関係や日韓教科書問題の韓国側から見た政治社会学的分析であるが、日韓教科書問題の日本側のメディア・フレームを分析したものとしては三谷文栄の研究がある。三谷は一九八二年の日韓歴史教

科書問題について、日本の新聞を用いながらメディア・フレームによる分析を行い、問題発生当時に起きた日本社会の変化について言及している。[34] 三谷はこの他にも日本の新聞報道のメディア・フレームによる分析を通じて日韓国交正常化や従軍慰安婦問題にかかる日本社会や日本の外交政策を行っているが、[35] このことは「争点文化」や争点連関を含むメディア・フレーム論が日韓歴史認識問題のような政治社会的な紛争を分析するのに優れていることを示していると言えるのではないか。また、三谷が日韓歴史認識問題を日本側の視点から分析している一方で、韓国側の視点からの研究としては木村幹がメディア・フレーム分析ではないものの、韓国のメディア言説に注目しながら、韓国の社会の変化について分析している。[36]

以上のように、メディア・フレームやそれを用いた日韓歴史認識問題の先行研究など踏まえて、本論文では、一九八二年の日韓歴史教科書問題がどのようなメディア・フレームで報じられることで、本問題が当時の韓国社会や韓国の一般市民にどのように受容され、なぜ問題になったのかを分析する。

四　一九八二年の日韓歴史教科書問題をめぐる韓国紙の言説分析

日本各紙の「誤報」（一九八二年六月二六日）から「近隣諸国条項」の発表（同年一一月二四日）までは僅か五か月という短い期間であった。しかし、この短い間にも韓国内における教科書問題の報道のされ方に目まぐるしい変化が見られた。本論文では、一九八二年の日韓歴史教科書問題の萌芽と展開をめぐる時間軸を、日本各紙の「誤報」前（一九八二年六月二五日以前）、「誤報」から「松野発言」まで（六月二六日～七月二三日）、「松野発言」から「宮沢談話」まで（七月二三日～八月二六日）、「宮沢談話」から「近隣諸国条項」の発表とその後の展開まで（八月二七日～一二月三一日）[37] の四つの期間に分ける。[38] 各期間において、歴史教科書問題に関するメディア言説の分析を通じて当時の韓国社

会や韓国民がどのようなフレームを共有していたのかを明らかにし、なぜそのようなメディア・フレームが優勢だったのか、なぜそのようなフレームが誕生したのか、なぜそのようなフレームの変化が起こったのかなどについてその社会的背景を考察する。

以下の分析では韓国民全般の認識や理解を導出するという観点から韓国の全国紙で比較的閲覧しやすい上、購読数の多い新聞を用いた。具体的には、韓国で歴史も長く今も昔も変わらずシェアの多い『朝鮮日報』と、韓国新聞界において最長の歴史を持ち購読者も多い『東亜日報』、権威主義体制下においても度々政権に批判的な報道を行った『京郷新聞』[39]の社説[40]を主に用いた。[41] 本論文では全ての社説に言及しているわけではないが、当該期間の三紙において見られた社説のタイトル（サブタイトル省略）は表1の通りである。

㈠　日本各紙の「誤報」前（一九八二年六月二五日以前）：「歴史歪曲」フレーム

日韓歴史教科書問題の発端が日本各紙の「誤報」であったことは前述した通りであるが、それ以前の韓国が日本の歴史教科書や歴史認識について全く報じていなかったというわけではなかった。前述した韓国三紙のうち、この時代の記事における期間設定キーワード検索が可能な朝鮮日報アーカイブに「日本　教科書」で検索をかけてみると、一九四五年八月一五日から一九八二年六月二五日で一五件[42]の記事がヒットする。このうち一九八二年の日韓歴史教科書問題と関連性がある記事は、その前年にあたる一九八一年から登場し四件が該当する。木村幹が当時朝鮮日報東京特派員であった李度珩に行ったインタビューによれば、八一年九月下旬に書かれた同社新聞記事[43]が「韓国の新聞におけるはじめての日本の歴史教科書に対する本格的な報道[44]」であったということである。『朝鮮日報』と時期を前後して『東亜日報』も日本の歴史教科書や歴史認識について報じているが[45]、八一年の日本の歴史教科書関連報道のうちこの時代に優位であったメディア・フレームをよく反映している記事を取り上げると以下の通りである（以後、新聞記事

表１　社説タイトル一覧

年	月日	新聞	社説のタイトル（副題省略）
1981年	10月30日	朝鮮日報	歴史認識と善隣の距離
1982年	7月8日	東亜日報	日本改編教科書を見て
1982年	7月8日	朝鮮日報	怪奇な日本教科書
1982年	7月25日	朝鮮日報	日帝強占美化できない
1982年	7月26日	京郷新聞	歴史歪曲になぜ固執するのか
1982年	7月26日	東亜日報	日本の歴史歪曲
1982年	7月28日	京郷新聞	「歴史の真実」外面にさらすな
1982年	7月31日	京郷新聞	「歪曲」是正だけが問題解決の関鍵である
1982年	7月31日	東亜日報	日本は是正に躊躇するな
1982年	7月31日	朝鮮日報	政府―政界が銘心すること
1982年	8月1日	朝鮮日報	歪曲と偏見の間
1982年	8月2日	東亜日報	韓日関係の再検討
1982年	8月3日	東亜日報	日本は必ず是正しなければ
1982年	8月3日	朝鮮日報	民族教育の反省
1982年	8月5日	京郷新聞	国民団合・自主力量で毅然と対処しよう
1982年	8月5日	東亜日報	日の決断を促求すること
1982年	8月6日	京郷新聞	民族主体史観の定立と韓国観是正事業
1982年	8月7日	東亜日報	日本は自体を直視しろ
1982年	8月9日	京郷新聞	知恵ある対応策講究を
1982年	8月9日	東亜日報	歴史教育の強化
1982年	8月10日	東亜日報	独立記念館
1982年	8月10日	朝鮮日報	日本は理性的決断を
1982年	8月11日	京郷新聞	独立記念館の建立は切実な課題である
1982年	8月11日	朝鮮日報	独立記念館の無限の志
1982年	8月14日	朝鮮日報	早急な是正約束を
1982年	8月24日	京郷新聞	「鈴木見解」受け入れられない
1982年	8月24日	東亜日報	日首相の「教科書」見解
1982年	8月25日	朝鮮日報	鈴木氏の修辞学
1982年	8月27日	京郷新聞	日本側の反省と是正意思
1982年	8月27日	東亜日報	「是正」終わりではなく始まり
1982年	8月28日	京郷新聞	国恥日に「克日」を考える
1982年	8月28日	朝鮮日報	日の「是正」を見守る
1982年	8月30日	東亜日報	独立記念館建立
1982年	8月31日	京郷新聞	独自的な対日外交姿勢
1982年	9月7日	東亜日報	「日本研究」の必要
1982年	9月9日	東亜日報	外国教科書と韓国
1982年	10月6日	京郷新聞	民族正当史観代弁する正論紙の役割
1982年	11月24日	京郷新聞	教科書波動が残した教訓
1982年	11月25日	東亜日報	日本教科書検定基準改定

の引用に施された傍点および中略表記は筆者による。また引用記事原文内で行われている段落分けは省略し、引用記事が社説の場合は特にその旨を表記しない）。

「日本の教科書に書かれた韓国に関する箇所は真正な両国間の友好関係を築くのがどれだけ難しいのかを今一度教え悟らせてくれている。これは教科書内容自体が真実と事実を歪曲したり糊塗しているという事実からも感じられるが、これよりは歪曲と糊塗が構成される発想と過程の意図性からさらに実感することができる。このような歪曲と糊塗は執筆者の意識の限界や偏見からよりは教科書を検定する日本政府の政策的配慮が決定的に作用しているためである。（「〈특파원 보고〉 일본교과서 한국 왜곡 대목들—『식민주의망상』못 버려」—「〈特派員報告〉日本教科書韓国歪曲の箇所—『植民主義妄想』捨てられず—」『東亜日報』一九八一年一〇月二六日朝刊第九面）」

「特に日本教育当局は最近韓国人たちの感情を再び刺激している彼らの教科書における過去の韓日関係史を歪曲記述している過誤を客観的な史実で正当に是正する作業に少しでも薄情になってはいけないのである。（中略）真実が隠蔽されたりねじれて歪曲された歴史認識を基にしては、真正な理解と認識と親善と友好は成立しにくい。（「역사인식과 선린의 거리— 일본의 대한관 제 교과서문제와 관련하여」「歴史認識と善隣の距離—日本の対韓関係教科書問題と関連して—」『朝鮮日報』一九八一年一〇月三〇日朝刊第二面）」

「日本政府当局が最近改編完了した高校用社会科教科書の近代韓日関係史の部分で、編著者たちが記述した厳然たる史実がことごとく削除または巧妙に歪曲・修正された事実の全貌が明らかになった。（「〈기자의 눈〉 새 일본교과서의 〝과거를 묻지말라.〟 침략의 역사는 최소로 줄이고 자국의 피해만을 과장해 놨다」「〈記者の目〉新日本教科書の〝過去を尋ねるな。〟侵略の歴史は最小に減らし自国の被害だけを誇張した」『朝鮮日報』一九八一年一一月二五日朝刊第五面）」

日本の歴史教科書についての報道件数が極端に少なかったこの時代に『朝鮮日報』が社説を掲載しているのが目を引くが、いずれの記事も日本（政府）が「（検定によって）日韓関係史の教科書記述を歪曲している」・「日韓関係史における歴史的事実を歪曲している」といった「歴史歪曲」[46]フレームがよく現れていると言えるだろう。当時は李度珩（朝鮮日報東京特派員）や洪仁根（東亜日報東京特派員）のような日本の歴史教科書に興味を持った特定の記者が何度か報道するのみであった。さらに李度珩のような人物がソウル本社に特集記事を提案しても断られるなど[47]、日本の歴史教科書を話題に取り上げて新聞記事にすること自体が大変であった。メジャーな新聞社が日本の歴史教科書記述の歪曲について報じても、他社がこぞって集中的に同問題について報道することにならなかったのは、こうした当時の状況によるものであったと考えられる。そしてこのような事実は当時の韓国社会や韓国民の日本の歴史教科書に対する関心の薄さを表しているとも言える。したがって李度珩や洪仁根といった当時の記者たちは、日本の歴史教科書を見たときに湧き上がる考えを率直に書いており、このような状況の中で形成された「歴史歪曲」フレームには、韓国人が日本の歴史教科書を見たときに湧き上がる素朴な考えが色濃く反映されていると言えるだろう。すなわちこのことは、一般的な韓国人が当時の日本の歴史教科書を見ると「自分たち（韓国）の歴史が歪曲されている」と感じることを表しており、ここで形成された「歴史歪曲」フレームはその後の日韓歴史教科書問題の萌芽と展開において日本の歴史教科書が韓国でどのように捉えられていくのかを考える上で有用である。

㈡ 「誤報」から「松野発言」まで（六月二六日～七月二二日）：「歴史歪曲」フレーム

何度も述べてきたように一九八二年の教科書問題の発端は六月二六日の日本各紙の報道であった。そこでは、前日の二五日までに終了した高校教科書の検定内容について、文部省の検定が社会科を中心に一段と強化されたことが大きく報道された。その中で文部省が当時の教科書検定において、戦前の日中戦争も含めた日本の行為について、「侵

略」という記述が「進出」へと書き換えられたなどと日本各紙が報じたことで始まった。[48] 翌日、『朝鮮日報』は「日教科書検定強化、侵略用語すべて削除」[49]という記事を掲載し、これを報じた。これが韓国における最初の検定報道であった。

日本において教科書問題の歴史は長く、古くは一九六〇年代から注目されてきた。検定制度との関係から同問題を研究したものが日本で盛んなことからも分かるように、古くから日本における教科書問題の中核をなしてきたもののうちの一つはいわゆる「家永教科書裁判」[50]であった。家永は、一九六二年に自らの執筆した教科書『新日本史』が「戦争を暗く描きすぎている」などの理由で検定に不合格となると六五年に初めて訴訟を起こし、教科書検定が「日本国憲法の定める検閲の禁止に違反する」と主張した。その後家永は六六年に不合格となった教科書についても六七年に二回目の訴訟を起こし、八四年にも三回目の訴訟を起こしている。家永は、第二次訴訟における第一審・第二審で勝訴しており、八二年四月の最高裁判所の判決は、日本の教科書検定史に新たな一ページが刻まれる瞬間であると見られていたため、日本社会から大変な関心を集めていた。結果は、学習指導要領改定による「訴えの利益の喪失」が言い渡され、家永の敗訴に終わったが、日本国内ではこれにより文部省の教科書検定行政は勢いづくのではないかといった憶測がなされていった。[51] 文部省の検定結果発表はこうした二か月前の最高裁判決を受けて行われたものであり、六月二六日に文部省が検定により記述を書き換えさせたという方向性で大きく報道がなされたのは、このような国内情勢によるものであった。こうした一連の経緯からも分かるように教科書問題は長い間、日本の国内問題であった。その間日本においては教科書の記述内容やそこに示された歴史認識といったことよりも、文部省の検定行政や「検閲の禁止」といった「表現の自由」に関することが注目を浴びてきた経緯があり、こうした国内問題が八二年六月以前に韓国や中国などの諸外国で関心が持たれなかったのは当然だったと言えよう。

四㈠でも言及したように八二年六月以前の韓国では日本の教科書に関心が持たれていなかった。そのためこの期間

において朝鮮日報アーカイブに「日本　教科書」と入れて検索をかけても該当記事は五件に留まる。先に挙げた六月二七日の『朝鮮日報』の記事も第一〇面に小さく載せてあるだけであり、インターネットが普及していなかった当時において、どれだけの韓国人の目に触れ実際に影響を与えたのかは疑問である。そしてこのような報道傾向は『朝鮮日報』に限ったことではなく、本稿で分析対象に含めた『東亜日報』や『京郷新聞』についても同様であり、この期間に確認できる社説は『朝鮮日報』と『東亜日報』からそれぞれ以下に挙げた一件ずつだけであった。

「どの国のどの民族にも自身の過去を美化させようという衝動はある。しかしそうだとはいえ史実を隠蔽したり歴史を歪曲してはいけない。（中略）今回の文部省検定教科書が軍国日本の韓中侵略を「治安の確保」や「進攻」と言ってごまかし、我が民族運動を「暴動」や「デモ」といって卑下することは、鈴木政府の底意が何であるのか気になるところである。（「해괴한 일본교과서—침략의 역사는 호도될 수 없어—」［「怪奇な日本教科書—侵略の歴史は糊塗されない—」］『朝鮮日報』一九八二年七月八日朝刊第二面）」

「最近日本文部省が高校教科書検定作業において去る日の日本「軍国主義」の歴史を歪曲または美化したことについて我々が思慮を深めているのもこのためである。（「일본 개편교과서를 보고」［「日本改編教科書を見て」］『東亜日報』一九八二年七月八日朝刊第二面）」

韓国での全般的な報道傾向からも分かるように、この時点では韓国における教科書問題への関心は八二年六月以前と大差はなく、八一年から続く報道の延長線上でなされている。そのため二社から同日に社説こそ掲載されたものの、影響力は小さく八二年六月以前から存在していた「歴史歪曲」フレームが踏襲されている。

(三)「松野発言」から「宮沢談話」まで（七月二三日～八月二六日）

1「韓国政府の不作為」フレーム

七月二二日まで比較的穏やかだった韓国の世論を刺激したのは日本の閣僚たちの発言であった。七月二三日、松野幸泰国土庁長官が小川平二文部大臣に「韓国が日本の教科書の記述内容について注文をつけている、との新聞報道があるが、場合によっては内政干渉になると思うので、そういうことには、毅然たる態度で臨んでもらわないと困る」と要望した上で「韓国の歴史の教科書にも誤りがあるだろう。例えば、日韓併合でも、韓国では日本が侵略したことになっているようだが、韓国の当時の国内情勢などもあり、どっちが正しいかわからない」と発言した（松野発言[52]）。さらに同日、小川平二文部大臣も槙枝元文日教組委員長との会談で教科書問題について「外交問題といっても、内政問題である」と発言した（小川発言[53]）。そしてこの二つの発言が、藤村和男教科書検定課長によって前日になされた「当時の朝鮮人は日本国籍を有しており、四四年以前の徴用は強制ではなく、占領地の中国人とは法的地位が異なる」という主旨の発言（藤村発言[54]）に対する韓国の反発に反応する形で出てきたものであったということも韓国世論の刺激を助長した。結果として韓国メディアは日本の教科書記述そのものよりも三人の発言に注目し、それに対する以下に示したような批判報道を繰り広げていくこととなる。

「日本官界の一部のこれに対する反応は非常識にも情けなくてたとえようがない。（中略）このような発言に触れて我々がまず感じることは少なくとも日本の一部官吏たちに関連した「大日本帝国」や「戦前」は未だに決して精算されたことではないという点だ。（「일제 강점 미화 못해―일부 일조관리들의 망영―」［「日帝強占美化できない―一部日本官吏たちの妄言―」］『朝鮮日報』一九八二年七月二五日朝刊第二面）」

「日本の閣僚たちが我々の指摘を内政干渉だと反駁するという言ってはならないことを言っているわけである。最近の報道によると日本の国土庁長官である松野幸泰が（中略）妄言を言ったかと思うと、文部相である小川平二は「教科書検定に対する要求は内政干渉」だと反駁したという。さらに文部省の教科書検定官長である藤村和男は（中略）とんでもなく遺憾な解釈を出すに至った。（「역사왜곡을 왜 고집하는가 — 일본각료의 망언은 유감천만이다.」［「歴史歪曲になぜ固執するのか—日本閣僚の妄言は遺憾千万である」］『京郷新聞』一九八二年七月二六日朝刊第二面）」

とりわけ「藤村発言」や「松野発言」は日本による朝鮮半島の植民地支配は「合法」であったという前提に基づいてなされた発言であり、韓国としては国家の正統性に関わる決して容認できない発言であった。そのため韓国政府も翌二四日に在日本韓国大使館を通して日本に申し入れを行い、教科書問題に重大な関心を持つことを表明すると同時に、日本の関係閣僚の発言に対する釈明を要求した。そして二六日に中国が具体的な修正箇所を示しながら一回目の正式抗議を行ったのを受けて、韓国は二八日にも二四日と同様の申し入れを行った。しかし、韓国が行ったのは外交的には「抗議」よりも弱い「申し入れ」であり、中国のように教科書に対する具体的な修正箇所の提示もなかった[55]ため、韓国政府の対応は一般の韓国人にとっては物足りないものであった。もちろん韓国政府が教科書問題について最初から積極的な対応をとりにいかなかったことにはそれなりの理由が存在した。それは経済協力・借款問題である。八一年八月、全斗煥政権は日本に円借款を「要求」した。全斗煥政権は、日韓国交正常化によって韓国に支払われた「経済協力金」が不充分であったこと、韓国が「防波堤」となり北朝鮮と対峙することで、日本は北朝鮮や共産圏の脅威から守られているため韓国に「安全保障の賃料」を支払う義務があることを理由に、日本に対して円借款を「要請」ではなく「要求」するという強い態度を示したのである[56]。しかし最初こそ強硬な姿勢を見せた韓国も、日本との話し合いの中で態度を徐々に緩和させ、八二年七月には金額と金利さえ詰めればほとんど決着する状態になっており

韓国側も「九月決着」に強い意志を示していた矢先に発生したのが、日本との教科書問題だったのである。[57] この時点での韓国側の一連の対応は、政治外交問題化させたくないという韓国政府の意向が汲まれたものであった。しかし、韓国人の目には、「最終的に教科書問題が解決するまで小川文相の訪中を拒否する」と発表（八月一日）した中国の対応と比べると随分と日本に対して弱腰に映ったことから、以下に挙げるような報道がなされた。

「日本の教科書問題ではなく我々にとっては国権、法統、正統性の問題に帰着するほかはない。（中略）我々は付け加えて我が政府と政界に対しても一言箴言せざるを得ない。（中略）政府の立場において国家間の問題をできる限り慎重に取り扱う意図はもちろん、十分に理解できる。しかし（中略）相手方の極めて「慎重ならぬ」挑発的妄言に対してまで我々がそのように「慎重に」検討してやる必要はないのではないか。（「정부—정계가 명심할 일—국가생성의 맥류가 모독당했는데—」［「政府—政界が銘心すること—国家生成の脈流が冒瀆されたが—」］『朝鮮日報』一九八二年七月三一日朝刊第二面）」

「我々はこの機会に日本のそのような誠意もなく反省もできない姿勢に継続してのんきな立場をとっている政府に対しても一言言わざるを得ない。日本政府の微温的態度、特に彼らが八月中に出版される教科書を修正することを事実上拒否している点を見て政府としてはもっと積極的に対応策を準備しなければならない。度を超えた柔軟と慎重はかえって日本側の安易と放恣を呼ぶ下地が多いのである。歴史の誤謬は必ず正しておくことが後代のための国家的責任だと確信している。（「『왜곡』시정만이 문제해결의 관건이다」［「『歪曲』是正だけが問題解決の関鍵である」］『京郷新聞』一九八二年七月三一日朝刊第二面）」

以上の社説からは、教科書問題を含む歴史関連事項における今までの韓国政府の対応を批判的に見る「韓国政府の不作為」フレームを見出すことができる。教科書問題と関連して「藤村発言」や「松野発言」といった韓国人として到底受け入れることができない「歴史歪曲」発言が日本の閣僚から出されているにもかかわらず、同問題について韓

国政府が（中国のように）積極的な対応をしにいく姿勢を見せないことに不作為を見出したものである。これについては教科書問題における中国との対応の比較において、韓国人が抱いた韓国政府の対応に関する不満が率直に現れていると見ることもできよう。八月三日、韓国政府は結果的に世論に押される形で李範錫外務部長官が前田利一在韓国日本国大使館大使に正式に抗議を行い、ここに当初日本の国内問題であった教科書問題が日韓間で正式に政治外交問題に発展したのである。

2 「歴史重点化」フレーム

「松野発言」に代表される日本閣僚の「歴史歪曲」発言は、韓国社会が自身の行ってきた歴史に関わる政策や態度について今一度考える機会を与えた。日本閣僚の発言に対する抗議や批判も然ることながら、この時期の韓国紙は韓国政府の抗議と前後して以下のような報道をしている。

「この機会に政府は我々の歴史を主体的に研究して我々式のはっきりした歴史観をもつようにすべての方法を動員しなければならず、特に日本の韓半島侵略と強占時期にあたる近代史研究に集中的に努力を惜しんではならない。（「일본은 시정에 주저말라—두사로는 우리를노 가라앉힐 수 없어—」［「日本は是正に躊躇するな—弁解では我々の憤怒を沈められない」］『東亜日報』一九八二年七月三一日朝刊第二面）」

「特に最近は、日本が我々の近代史を教科書の中で歪曲し全国民の憤怒を買っているのは我々が骨を削るような体験をしているところである。こういう時こそ、このような受難史を生々しく証言できる独立記念館は切実になるのである。（「독립기념관의 건립은 절실한 과제다」［「独立記念館の建立は切実な課題だ」］『京郷新聞』一九八二年八月一一日朝刊第二面）」

「受難を受けた民族はその受難資料を集めて独立博物館などをつくっている。（中略）日本当局が教科書で彼らの侵略と残虐だった史実を歪曲しようとした複合的な理由のうちの一つとして被害者である我々が彼らにその残忍像を実物で提示しなかったことを挙げることができる。我々が彼らの侵略像の物証と実証を詳説に提示しておいたならどうして日本の文部省が繰り返し歪曲された教科書内容が正当だと図々しく主張できるのか。（「독립기념관의 무한한뜻―일본교과서의 사실 왜곡과 관련하여―」［「独立記念館の無限の志―日本教科書の史実歪曲と関連して―」］『朝鮮日報』一九八二年八月一一日朝刊第二面）」

教科書問題について積極的な対応をとっていなかった韓国政府の姿を韓国人や韓国社会全般に重ね合わせ、日本の歴史歪曲を許してしまった原因を、韓国側が歴史教育を通じて自身の抗日の歴史や独立の歴史について国民に周知させたり、対外的に発信したりする努力をしてこなかったことに見出している。そして日本が歴史歪曲をするならば、我々も歴史教育や歴史研究を通じて韓国史を見つめ直し、独立記念館を建立して韓国の受難の歴史を日本をはじめとして対外的に発信していかなければならないといった「歴史重点化」フレームが表出することとなった。

3　「中国重視、韓国軽視の日本」フレーム

一方、日本側は当初国内問題として捉えていた教科書問題が国際問題に発展してしまうとは思ってもいなかったため、中韓両国からの抗議こそ受けたものの、その対応策についてはなかなか進展させられない状況が続いていた。抗議のタイミングも早く、教科書記述の是正ポイントとしても焦点を絞りやすかった中国とは異なり[58]、韓国への対応は日本にとっても難しいものであった。また、韓国からの正式な抗議前ではあったものの、日本は中国からの抗議を受けて謝罪する一方で、その時点では韓国への謝罪は行わず[59]、対応に差をつけられた韓国側が漠然と不満や不信感を募らせていたであろうこともまた事実であった。そうした中で八月二三日の記者会見で鈴木首相が「教科書問題は中国

訪問以前に解決しなければならない」という旨の発言（鈴木発言）を行った。実は鈴木首相が訪中前までに教科書問題を妥結させたい意向を持っているらしいことは二三日以前の韓国でも報じられていたが[60]、三日の抗議後も対応がなかなか進まない日本への苛立ちと相まって韓国メディアは鈴木首相の発言に対して以下のような批判報道を繰り広げる。

「日本政府はまったく同じ教科書歪曲記述問題をめぐる外交紛争を中共側とまず妥結し、我々とは後で妥結するという方針を立てているという。（「『스즈끼견해』받아들일수없다」［「『鈴木見解』受け入れられない」］『京郷新聞』一九八二年八月二四日朝刊第二面）」

「彼の見解表明から見えるように韓日間の教科書紛争を、中共を中心に解決して韓国とは韓日議員連盟の通路を通じて韓日間の「他の懸案」と政治的妥協をしようというような印象を漂わせており、懸念される。我々は最初からこのような点を憂慮、その不当性を様々な事例で指摘してきたが日本は依然として怪奇で不公正な態度にしがみついているようで大変遺憾である。（「일 수상의『교과서』견해—성실하고 구체적인 시정을 행동으로 보여야—」［「日本首相の『教科書』見解」—誠実で具体的な是正を行動で見せなければならない—］『東亜日報』一九八二年八月二四日朝刊第二面）」

「教科書問題に対する鈴木日本首相の記者会見発言は韓国民の感情を解いてくれるのではなく、さらに硬化させることに足りるのであった。この問題を「……中共訪問以前に必ず解決しなければならないだろう」と、それならば今鈴木氏の眼中には中共だけあり、韓国民は見えていないということではないか。戦前の行為について責任を深く痛感し、その意識が学校教育に正しく反映されなければならないとも言ったが、それならばなぜ歪曲をいつ是正しようという言葉は言わないのか。（「스즈끼씨의 수사학—조속한 시정 약속만이 필요한 때—」［「鈴木氏の修辞学—早急な是正の約束だけが必要な時—」］『朝鮮日報』一九八二年八月二五日朝刊第二面）」

日本側の対応が遅れているところに鈴木首相が中韓で対応差を付けることをほのめかすような発言を行ったことで、以前から教科書問題における日本の中国への対応と韓国への対応の間に格差を感じ、不平等感を覚えていた韓国の不満は、「中国重視、韓国軽視の日本」というフレームをもって表出した。

㈣　「宮沢談話」から「近隣諸国条項」の発表とその後の展開まで（八月二七日～一二月三一日）：「是正措置不満」フレーム

日本の歴史教科書について中韓からの抗議を受けた日本は八月二六日に「歴史教科書」に関する宮沢内閣官房長官談話を発表し、「政府の責任において」教科書を是正する方針を発表した。「宮沢談話」に対しては以下のような社説が掲載された。

「日本政府が二六日午後教科書歪曲記述の是正について「政府の責任下で修正する」と言ったことは一応日本側の努力の痕跡があると見え、評価するが、是正目標年度が八四年、八五年になっており、是正内容について具体性がないという点から我々の主張を充分に反映したものとは見られない。（中略）我々は日本政府のこの度の是正態度が満足のいくものでは決してないが、今後の日本政府の是正努力が言葉だけではなく行動で具体化されるのかを全国民と共に注視するのである。（「『시점』마무리 아닌 시작―일『교과서 공식태도』의 구체화를 주시한다―」［「『是正』終わりではなく始まり―日本『教科書公式態度』の具体化を注視する―」］『東亜日報』一九八二年八月二七日朝刊第二面）」

「日本政府のこのような最終案が、我々が期待していたほど満足のいく案ではもちろんない。そして誤った部分は授業を通じて現場修正するということも一時の外交的な修辞に終わってしまう可能性もないわけではない。それにもかかわらず我が政府が日本政府の誠意を一応評価したことは感情的な次元を離れて民族の遠い将来を見通す理性的な決断と考えられる。（「일본측의 반

성과 시정의사—진전상황 지켜보면서 국일해야할때—」[「日本側の反省と是正意思—進展状況見守りながら克日しなければならない時—」]『京郷新聞』一九八二年八月二七日朝刊第二面)」

「日本政府は我が政府の備忘録に対する返答として四項目の政府見解と補充説明を外交覚書の形式で伝えてきた。この内容の中で最も重要に認知されていることは「政府の責任下に是正する」という部分である。これはこれまでの一部日本閣僚たちの強硬な発言に比べたら一応一歩進んだ姿勢だとは見られ我が方の要望が「表現上としては」傾聴されたのだとも言える。しかし我々がこれを単に「表現上としては」だとしか言わない理由は、是正の行動がすぐではなく後日に行われるためである。(「일의 『시정』지켜본다—조속한 후속조치를 촉구하며—」[「日本の『是正』見守る—早急な後続措置を促求して—」]『朝鮮日報』一九八二年八月二八日朝刊第二面)」

また、一一月二四日には「宮沢談話」の履行の一環として近隣諸国に配慮した検定基準の追加を発表した。この「近隣諸国条項」を受けての韓国紙社説は以下の通りである。

「日本政府が新しく用意した歴史教科書検定基準において過去の不幸だった関係を鑑として近隣諸国の国民感情に配慮してその思いを検定内容に反映させることにしたことも隣国との善隣関係を踏み固めていこうという日本政府の誠意が込められていることとして評価しなければならない。もちろん(中略)彼らの是正作業が我々の期待していた水準に達していないことも事実である。(「교과서파동이 남긴 교훈—일정부의 시정방침을 받아들이면서—」[「教科書波動が残した教訓—日本政府の是正方針を受け入れながら—」]『京郷新聞』一九八二年一一月二四日朝刊第二面)」

「日本政府が二四日、歪曲歴史教科書是正のための検定基準を最終確定発表し、これの忠実な履行を韓国政府に確かめたことは

去る八月に約束した「政府責任下の是正公約」を履行するため継続して努力している証拠として一応理解できる。しかし新しい検定基準の採択はこれから検定する教科書の検定手続きと基準を準備するだけであって具体的で実質的な歪曲是正そのものではない。そのような意味において今回の検定基準改定は歴史歪曲是正作業の完了ではなく始まりを意味するのである。（「일본교과서 검정기준 개정―기준보다 왜곡시정 작업이 더 중요하다―」［「日本の教科書検定基準改定―基準より歪曲是正作業がさらに重要である―」］『東亜日報』一九八二年一一月二五日朝刊第二面）

日本側の是正方針の提示（宮沢談話）と近隣諸国に配慮した検定基準の追加（近隣諸国条項）について、「是正措置が示されないよりは良いが、内容には到底満足できない」という「是正措置不満」フレームで報じられており、日本側の是正方針に対する韓国民の不満や不信感が現れた形になっている。しかし一方でそのような韓国民の不満とは裏腹に最終段階まで話し合いが進んでいた安保協力・借款問題について早くまとめたい韓国政府は日本の対応をひとまず受け入れる方向性で動き出しており、この点に韓国の国民と政府のギャップが見られる。

五　メディア・フレームの誕生とその変容

日本各紙の「誤報」から「近隣諸国条項」の発表までは僅か五か月という短い期間であったが、この短い間に教科書問題をめぐって韓国内には様々なメディア・フレームが誕生し、変容した。

一九八一年に韓国で初めて日本の教科書について報じられてから「松野発言」があるまでは「歴史歪曲」フレームが優勢であった。このフレームが優勢だった要因には、日本において教科書問題が国内問題として捉えられていたこと、そのことに起因する韓国社会全般における日本の教科書への無関心があった。一九八二年以前の日本における

教科書関連報道は検定制度に焦点を置いたものが主流であり、その記述内容やそこに示された歴史観についてはあまり触れられてこなかった。そのため韓国にも日本の教科書に関する情報はあまり流入せず、韓国社会も日本の教科書にあまり興味を示さなかった。この時期韓国では日本の教科書に関する報道件数がそもそも少なく、記事についても当時たまたま日本の教科書に興味を持った特定の記者や日本特派員が書くに過ぎず、そこでは日本あるいは日本の歴史教科書が日韓関係史を歪曲しているということと教科書記述にみられる歪曲内容だけが語られた。そしてこれは問題の発端とされている日本各紙の「誤報」後も「藤村発言」や「松野発言」があるまでの約一か月の間は変わらなかった。このことは、単純に日韓で歴史認識が異なっているということや、史実の解釈が受け入れ難いという、「歪曲」内容が報じられるだけでは政治外交問題には発展しないことを意味している。

続いて、「松野発言」から「宮沢談話」までは、まず「歴史歪曲」フレームは維持された上で、「韓国政府の不作為」フレームが誕生した。このフレームが誕生した要因には、韓国人には受け入れ難い日本の政治家や閣僚から示される歴史認識や教科書問題に対する中国政府の対応、経済協力・借款問題から日本政府への抗議になかなか動き出さない韓国政府の姿があった。「藤村発言」や「松野発言」は、日本による韓国の植民地支配が「合法」的であったことを前提に行われた発言であり、韓国人としては絶対に許容できない発言でもあった。これを受けて、韓国社会としても日本の教科書の歪曲が韓国の国家の正統性を脅かすような日本側の歴史認識によって引き起こされていると理解するようになった。「松野発言」後、韓国紙は「歪曲」の内容も報道したが、日本の関係閣僚や政治家の発言に見られる日本の歴史認識への批判を強め、韓国社会は韓国政府に、日本に対して具体的な行動を起こすことを期待していた。しかし、日本との経済協力・借款問題を抱えていた当時の全斗煥政権は申し入れこそ行ったものの、中国とは違って正式な抗議にはなかなか動こうとしなかった。中国との対応の比較により本件に関する韓国の弱腰姿勢が引き立ち、結果的に「韓国政府の不作為」フレームが生まれた。言論統制されていた全斗煥政権期に代表的な保守紙であ

る『朝鮮日報』が政府に物申す社説を掲載することは極めて異例であり[61]、全斗煥政府も重い腰を上げて日本に正式抗議を行ったことで、歴史教科書問題が日韓間で初めて正式な外交紛争に発展した。すなわち、教科書の「歪曲」だけでなく、日本側から韓国の国家の正統性を脅かすような「妄言」が飛び出すようになり、韓国社会は政府が具体的な行動に出ることを期待していた一方で、韓国政府は（中国とは違って）なかなか動き出さず、結果的に韓国政府が当時の韓国社会の価値観を受け入れて抗議に動くことで政治外交問題化したということである。

また抗議と前後して、日本に歴史歪曲を許してしまった原因の一端を韓国自身にも求めるようになり、日本が歴史を歪曲するならば韓国も自身の歴史について熱心に取り組まなければならないという「歴史重点化」フレームも見られるようになった。

そして鈴木善行首相の記者会見がある種決定打となって「中国重視、韓国軽視の日本」フレームが台頭してくる。このフレームの台頭の要因には、抗議後対応がなかなか進まない日本政府の姿と、中韓で対応に差をつけることをほのめかす鈴木首相の発言があった。韓国では、八月三日の抗議後、日本政府の対応が、韓国側が期待していたほど迅速に進んでいなかったことに苛立ちを覚え始めていた。また、抗議前においても中韓で対応に差をつけられた経験があり、日本政府の対応に不満や不信感を募らせていた。その上で鈴木首相の発言内容から読み取れる中国重視の姿勢に韓国側が不平等感を覚え、韓国側の苛立ちと不満、場合によっては不信感が爆発し、「中国重視、韓国軽視の日本」というフレームとなって表出し、台頭した。結果として中国への対応と韓国への対応を比較することで、歴史を歪曲する日本だけでなく、冷戦下でありながらも、共産国家である中国を重視し韓国を軽視する日本という新たな社会的理解が形成された。

さらに、「宮沢談話」や「近隣諸国条項」については、「是正措置が示されないよりは良いが、内容には到底満足できない」という「是正措置不満」フレームで語られている。このフレームの誕生の要因には、「宮沢談話」や「近隣

諸国条項」といった日本側の是正方案に対する韓国民の不満や不信感があった。「宮沢談話」も「近隣諸国条項」も韓国からの抗議後、ようやく示された日本の是正方針ではあった。しかし、その内容は韓国民が当初期待していた日本の教科書記述における歴史認識の転換や具体的で実質的な歪曲是正を伴うものではなかったため、そうした韓国民の不満や日本側の一連の対応から募らせていた不信感が「是正措置が示されないよりは良いが、内容には到底満足できない」という言説で表出した。そしてフレームが変遷していく中でも「歴史歪曲」フレームはほぼ一貫して登場した[62]。結果的に「歴史歪曲国家、日本」という理解や不信感が韓国社会に浸透し、他の歴史問題・政治問題において「日本の歴史歪曲」が争点として関連付けられ頻繁に抽出されるようになった。

以上が韓国側から見た分析であるが、一連の過程において教科書問題に関する日本側の対応も変化してきており、最後に日本側の変化との連関について考察したい。韓国では八二年の教科書問題以来、日本の教科書に示される歴史認識を「日本社会の右傾化」の証左として捉える傾向がある。しかし、少なくとも当時の日本社会で起きていたのは右傾化とは反対の現象であった。日本社会は教科書問題の発生まで「久保田発言」などに代表される日本側が示す歴史認識を問題視することはなかった。しかし八二年に教科書問題が発生し中国や韓国から抗議を受けると、教科書に示された歴史認識が問題視され不充分ながらも「宮沢談話」や「近隣諸国条項」が出されるに至ったのである。三谷は日本における「過去の反省フレーム」の登場を指摘しつつこのような変化に言及しているが[63]、当時の日本で起きていたのは「過去の反省」という左傾化の動きであった。すなわち中韓での教科書問題の捉え方（広義でのメディア・フレーム）が日本に影響を与えそれまで存在しなかった「過去を反省しよう」という言説を台頭させたことにより、過去の反省に無頓着であった既存の社会的理解と衝突を起こしたのである。衝突により日本側で「過去の反省は不要」とする声も大きくなり、韓国ではこれが「日本社会の右傾化」と捉えられた。このような日本の変化が一要因となり、韓国では日本側の主張や歴史認識に対抗する文脈で前述したような「歴史重点化」フレームなどが誕生していった。

六　おわりに

はじめに述べたように一九八二年の歴史教科書問題は戦後日韓間で初めて「歴史認識」そのものが問われて深刻化した外交問題であった。日韓教科書問題の原因は日本側の歪曲記述や歴史認識にあり、解決のためには歪曲記述の是正や歴史認識の一致が必要であると見る傾向が未だに強い。しかし本論文を通じて、一九八二年の日韓歴史教科書問題をめぐっては短い期間でありながらも局面に応じて目まぐるしいメディア・フレームの変化や誕生、共存が起きており、場合によってはそうした世論や韓国社会での理解が韓国政府の対日外交にも影響を及ぼしていたことが明らかになった。韓国社会での一九八二年の教科書問題の理解のされ方は「歴史歪曲」の一点で収まるものでは決してなく、「藤村発言」や「松野発言」、「鈴木発言」の後に展開された韓国紙の報道を見れば分かるように、少なくとも同問題において韓国側は日本の教科書記述内容（韓国が言うところの歴史「歪曲」内容）そのものも然ることながら、日本側の閣僚や政治家の発言に見られる歴史認識も重要視していた。「松野発言」以前の韓国における教科書問題の報道状況を踏まえると、その当時韓国側が日本の教科書検定制度や教科書記述内容について現在ほど多くの情報を有し、深く検討していたとは考え難く、教科書検定や記述内容における歴史「歪曲」ではなく、「藤村発言」や「松野発言」こそが一九八二年の日韓歴史教科書紛争の起源だったとさえ言えるかもしれない。

（1）　木村幹『日韓歴史認識問題とは何か――歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）、七六頁。
（2）　金栄鎬『日韓関係と韓国の対日行動――国家の正統性と社会の「記憶」』（彩流社、二〇〇八年）、一七〇頁。
（3）　木村幹、前掲書、七六頁。

（4）例えば、「教科書統制、一段と強化」『毎日新聞』一九八二年六月二六日朝刊第一面、「高校教科書厳しい検定」『読売新聞』一九八二年六月二六日朝刊第一面、「高校・小学校の教科書検定終わる――天皇・自衛隊など細かく修正、高二は全面改定」『日本経済新聞』一九八二年六月二六日朝刊第二三面など。

（5）日本語訳すると「この教訓はしっかりと覚えておかねばならない」というタイトルの「短評」がきっかけであった。

（6）木村幹「第一次歴史教科書紛争から『克日』運動へ：全斗煥政権期の対日観の変化についての一考察」『国際協力論集』第二二巻一号（二〇一四年七月）、二～五頁には日韓教科書問題の先行研究について非常に簡潔にまとめられている。本論文では、木村の整理を参考にしながら、本論文の方法論とテーマ、分析視角に合うように筆者が加筆・修正を加え再構成した。

（7）역사교육학회,「특집：２０１１년도 검정통과 일본 역사교과서의 문제점」『역사교육논집』47권（２０１１년）［歴史教育学会「特集：二〇一一年度検定通過日本教科書の問題点」『歴史教育論集』四七巻（二〇一一年）］に多数の論文が掲載されている。

（8）韓國教育開發院が編纂した『한・일 역사교과서내용 분석―상호관련내용을 중심으로』［『韓・日歴史教科書分析―相互関連内容を中心に』］（一九八二年）や『일본계계사 교과서의 서술경향분석』［『日本の世界史の教科書の叙述傾向分析』］（一九八四年）など。

（9）歴史教育研究会編『日本と韓国の歴史教科書を読む視点：先史時代から現代までの日韓関係史』（梨の木舎、二〇〇〇年）。

（10）한국교육개발원『일본 사회과 교과서에 나타난 한국 관련 내용 변화 분석』（１９９１년）.［韓国教育開発院『日本の社会科教科書に現れた韓国関連内容の変化分析』（一九九一年）。］

（11）권오현「일본 중학교 사회과 학습지도요령과 후소샤（扶桑社）판 공민교과서의 분석―국가주의적 교육의 강화를 중심으로―」『역사교육논집』제27집（２００１년），1―44페이지［權五鉉「日本中学校社会科学習指導要領と扶桑社版公民教科書の分析―国家主義的教育の強化を中心に―」『歴史教育論集』第二七集（二〇〇一年）、一～四四頁］や김영수「한국과 일본 중학교 역사분야 교육과정과 역사 교과서의 독도 관련 내용 비교―２０１４년 전후 한일 교육과정과 교과서를 중심으로」『독도연구』제19호，３１９―３４６페이지［金ヨンス「韓国と日本の中学校歴史分野の教育課程と歴史教科書の独島関連内容の比較―二〇一四年前後の韓日教育課程と教科書を中心に」『独島研究』第一九号、三一九～三四六頁］など。

（12）堀内孜「教科書制度と教科書問題」『教育研究所紀要』第一一号（二〇〇二年）、三～一〇頁。
（13）教科書検定訴訟を支援する全国連絡会編『教科書検定の違憲性』（ロング出版、一九九四年）。
（14）李宣定「一九八二年の教科書問題に関する政治的考察：宮沢談話と近隣諸国条項を中心に」『日韓相互認識』第四号（二〇一一年）、二〇～五九頁。
（15）本論文で直接言及している政治過程やメディア言説を分析した研究の他に、問題発生直後の一九八三年に田中正俊が韓国語で論文を翻訳発表している。内容は教科書問題が発生したときに示された日本政府の歴史認識や文部省の検定に対する見解を批判したものである。田中正俊「평론：침략으로부터 진출로―일본 역사교과서의 검정전해를 비판함」（박원호 번역）고려대학교 역사연구소『사총』제27집（1983년）、185―188페이지.［田中正俊「評論：侵略から進出へ――日本歴史教科書の検定見解を批判する」（朴元熇訳）高麗大学歴史研究所『史叢』第二七集（一九八三年）、一八五～一八八頁。］
（16）代表的なものとしては、三谷文栄「歴史教科書紛争をめぐるメディア・フレームの分析」日本マス・コミュニケーション学会・二〇一二年春季研究発表会・研究発表論文（二〇一二年）〈http://mass-ronbun.up.seesaa.net/image/2012Spring_B2_Mitani.pdf〉（最終閲覧日二〇一七年三月二一日）。木村幹「第一次歴史教科書紛争から『克日』運動へ：全斗煥政権期の対日観の変化についての一考察」『国際協力論集』第二二巻一号（二〇一四年七月）、一～二七頁も含めて詳細は後述する。
（17）『朝鮮日報』は当時も現在も韓国で大きなシェアを誇る新聞であり、この新聞に注目すること自体は間違いとは言えないだろう。
（18）김동윤,「한일 언론과 일본군위안부―보도양상 및 미디어 프레임 분석―」『일본군대학연구』제50집（2015년）,141―168페이지［金ドンユン・呉ミョンウォン「韓日言論と日本軍慰安婦―報道様相およびメディア・フレーム分析―」『日本近代学研究』第五〇集（二〇一五年）、一四一～一六八頁］など。ただし二〇一一年に「韓国政府の慰安婦問題に関する従来までの対応は違憲」との判決が憲法裁判所から出されたことを受けて、二〇一一年以降は韓国において慰安婦問題に関するメディア・フレームを用いた分析が増加傾向にある。
（19）田中明『ソウル実感録』（北洋選書、一九七九年）、一三〇頁。
（20）例えば、「'경제동물'의 본능을 되찾은 일본」［「『エコノミック・アニマル』の本能を取り戻す日本」］『朝鮮日報』二〇一三年三月一二日朝刊第三一面や「'경제적 동물 일본', 워싱턴에서 부활하다」［「『エコノミック・アニマル日本、ワシン

トンで復活」」『朝鮮日報』二〇一五年五月五日朝刊第二七面では③の特徴が良く現れている。また「한반도 재침략 부르는 '한' ―일 군사협정」「朝鮮半島の再侵略を招く『韓日軍事協定』」『ハンギョレ』二〇一六年一一月二四日朝刊第二七面では④の特徴が色濃く現れている。

(21) 一九八五年四月一日の記事で『東亜日報』が『朝鮮日報』を親日新聞であると批判したことに端を発する。詳細は、金珉庭『韓国のメディア・コントロール――全斗漢政権下におけるKOBACOの誕生とメディア・コントロールの実証的研究』(星雲社、二〇〇九年)、一四三～一四六頁。

(22) 金栄鎬『日韓関係と韓国の対日行動――国家の正統性と社会の「記憶」』(彩流社、二〇〇八年)、八四～八八頁、九三～九九頁。

(23) 金栄鎬、前掲書、一六七頁。

(24) Todd Gitlin, *The Whole World is Watching: Mass Medias in Making & Unmaking of the New Left* (Berkeley: University of California Press, 1980), p. 7.

(25) Robert M. Entman, "Fraiming: Toward Clarification of Fractured Paradigm," *Journal of Communication*, 43 (4), 1993, p. 52.

(26) 小池隆太「メディア・フレームの構造について」『山形県立米沢女子短期大学紀要』第四八号(二〇一二年)、六三頁。

(27) 「統合的フレーミング・プロセス・モデル」の解釈に基づく。烏谷昌幸「メディア・フレームとメディアの権力」『メディア・コミュニケーション:慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要』第六四号(二〇一四年三月)、七頁。

(28) 蒲島郁夫・竹下俊郎・芹川洋一『メディアと政治』改訂版(有斐閣アルマ、二〇一〇年)、一二八頁。

(29) 烏谷昌幸「メディア・フレーム論の批判的再検討――『ジャーナリズムと社会的意味』研究のための一考察」『法学研究』第八九巻第五号(二〇一六年五月)、五～六頁。

(30) William A. Gamson, and Andre Modigliani, "Media Discourse and Public Opinion on Nuclear Power. A Constructionist Approach," *American Journal of Sociology*, 95 (1), pp. 1-37.

(31) 烏谷、前掲論文、『法学研究』第八九巻第五号(二〇一六年五月)、一三頁。

(32) 三谷文栄「日韓国交正常化交渉をめぐるメディア言説の変遷:政治的正当化フレーム分析の観点から」『法学政治学論究』第九一号(二〇一一年一二月)、八六頁。

（33）三谷、同上論文、『法学政治学論究』第九一号（二〇一一年一二月）、八六頁。

（34）三谷文栄は『朝日新聞』と『読売新聞』の社説を使いながら日本の報道のフレームを分析し、当時の日本で「過去の反省」フレームが誕生し、「国内問題」として始まった教科書問題が「外交問題」として捉えられていった過程について言及している。三谷、前掲論文〈http://mass-ronbun.up.seesaa.net/image/2012Spring_B2_Mitani.pdf〉（最終閲覧日二〇一七年三月二二日）。

（35）三谷、前掲論文、『法学政治学論究』第九一号（二〇一一年一二月）、八一～一一三頁。三谷文栄「日本の対外政策決定過程におけるメディアの役割――二〇〇七年慰安婦問題を事例として」『マス・コミュニケーション研究』第七七号（二〇一〇年）、二〇五～二二四頁。

（36）木村幹は、当時の韓国のメディア言説（主に『朝鮮日報』）を分析し、そのような記事を書くに至った理由を記者に直接インタビューすることで、一九八二年の教科書問題を通じた韓国社会の対日観がどのように「克日」運動につながっていったのかを解説している。木村の研究は教科書問題における韓国のメディア言説を分析した数少ない研究のうちの一つである。木村、前掲論文『国際協力論集』第二二巻一号（二〇一四年七月）、一～二七頁。

（37）「近隣諸国条項」の発表は一一月二四日であるが、その後の反応を見るため分析期間の設定においては一九八二年いっぱいまでとした。

（38）一九八二年の教科書問題についてはその萌芽と展開が比較的明確であるため、分析における期間の区分についても一定の傾向が見出せる。問題の発生を六月二六日の「誤報」、収束を宮沢談話、あるいは近隣諸国条項の発表と見なす点についてはいかなる先行研究においても殆ど異論がない。したがって本論文においても㈠の期間を「（問題）発生期」、㈢を「展開期」、㈣を「収束期」と見ることができるだろう。議論が分かれるのは教科書問題の「展開期」における区分であるが、これについては教科書問題が国内問題から国際問題に発展した契機をどこと見なすのかによって異なっている。具体的には、対象国を限定せず教科書問題全般について分析する場合や中国との関係をより重視して分析する場合には、七月二〇日の『人民日報』の報道を起点に区分するのが主流となっている。これを起点とした研究としては、李宣定、前掲論文『日韓相互認識』第四号（二〇一一年）、二〇～五九頁や木村幹『日韓歴史認識問題とは何か――歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』（ミネルヴァ書房、二〇一四年）などが挙げられる。一方で韓国との関係をより重視して分析する場合には、本稿と同様に七月二三日の松野発言を起点に区分されることが多い。これについては、三谷、前掲論文〈http://mass-ronbun.

up.seesaa.net/image/20125pring_B2_Mitani.pdf〉（最終閲覧日二〇一七年三月二一日）や木村、前掲論文『国際協力論集』第二二巻一号（二〇一四年七月）、一～二七頁などが挙げられる。

（39）『京郷新聞』が正式に革新的（中道左派的）になるのは一九九〇年代末であったが、不正選挙を糾弾する記事を載せたことで李承晩政権期に一時廃刊に追い込まれたことがある（余滴事件）。また、朴正熙政権期にも政権に批判的な記事を掲載して社長が拘束されるなど、野党性向と反独裁路線を軸に民主化以前から政権に挑戦的な態度をとってきた歴史がある。

（40）日本各紙の「誤報」以前の期間など、本稿で分けた期間において社説はもとより教科書問題関連の記事そのものが著しく少ない期間があり、そうした期間の分析においては社説以外の記事も用いている。

（41）本論文における各紙の引用については、『朝鮮日報』は朝鮮日報アーカイブ〈http://srchdb1.chosun.com/pdf/i_archive/〉（最終閲覧日二〇一七年一月二〇日）、『東亜日報』と『京郷新聞』はBIG KINDSホームページ〈http://www.bigkinds.or.kr/search/totalSearchMain.do〉（最終閲覧日二〇一七年一月二〇日）などの検索に依拠している。

（42）今回の分析対象期間において同様の検索を行うと、一九八二年六月二六日～七月二二日で五件、七月二三日～八月二六日で一八〇件、八月二七日～一二月三一日で六七件の記事がヒットする。

（43）本論文では直接引用していないが、「일본 개정교과서에 『한국통치』 합리화. 일어. 신사참배 강요를 『장려』로 문교성서 필자의 원문을 〝改悪〟」［「日本改訂教科書に『韓国統治』合理化。日語・神社参拝強要を『奨励』に文部省筆者の原文を〝改悪〟」］『朝鮮日報』一九八一年九月二四日朝刊第一面や「〈특파원수첩〉 일본 새세대에도 「식민한국」 교육. 일본 교과서에 왜곡된 한일관계사」［「〈特派員手帳〉日本新世代にも『植民韓国』」教育。日本教科書に歪曲された韓日関係史」］『朝鮮日報』一九八一年九月二五日朝刊第二面など。

（44）木村、前掲論文『国際協力論集』第二二巻一号（二〇一四年七月）、一三頁。

（45）例えば、「일 교과서의 『한국왜곡』」［「日本の教科書の歴史歪曲」］『東亜日報』一九八一年九月三〇日朝刊第九面や「일본 교과서 왜곡된 『한국』」［「日本の教科書、歪曲された『韓国』」］『東亜日報』一九八一年一一月三〇日朝刊第六～七面など。ここで『東亜日報』と『朝鮮日報』が時期を前後して日本の歴史教科書について報じているのは両新聞社のライバル関係も関係していたのかもしれない。

（46）韓国語の「歪曲」には「事実と異なっている」という意味の他に、「正しくない」・「あるべき姿ではない」といった意味が含まれており、日本語の「歪曲」との意味の違いに留意する必要がある。したがって本論文は、広義には「日本の歴史教

科書が韓国人として受け入れられない歴史観で語られている」といった内容も「歴史歪曲」に含まれるということを前提に展開している。

(47) 木村、前掲論文『国際協力論集』第二二巻一号（二〇一四年七月）、一三頁。

(48) 注釈（2）で挙げた毎日・読売・日経の三紙は「侵略」から「進出」という方向性での報道をしているが、『朝日新聞』は「とくに『侵略』にからんでは『進攻』といい換えるほか」と報じており、日本の新聞においても報道ぶりに微妙な差異が見られる。「教科書さらに『戦前』復権へ」『朝日新聞』一九八二年六月二六日朝刊第一面。

(49) 「일 교과서 검정 강화 침략용어 모두 삭제」［「日本教科書検定強化、侵略用語すべて削除」］『朝鮮日報』一九八二年六月二七日第一〇面。

(50) 以降で述べる家永裁判に関する一連の訴訟・運動の流れの詳細は、徳武敏夫『家永裁判運動小史』（新日本出版社、一九九二年）による。

(51) 「文部省検定行政に自信」『毎日新聞』一九八二年四月九日朝刊第二面。

(52) 「内政干渉になる場合も　松野国土庁長官」『朝日新聞』一九八二年七月二四日朝刊第三面。

(53) 「『教科書検定は内政問題』文相、中韓に反発」『朝日新聞』一九八二年七月二四日朝刊第三面。

(54) 「일제치하 한국인은 일국적 44년이전 징용 강제 아니다」［「日帝治下の韓国人は日本国籍、四四年以前の徴用は強制ではない」］『朝鮮日報』一九八二年七月二三日朝刊第一面。

(55) 李宣正の研究によれば、中国は修正する部分として具体的に四箇所を取り上げて日本側に提示したが、韓国では教科書の是正を日本政府の判断に委ねたため、具体的な是正については言及しなかった。また李はこの背景について「日韓間においては、この件が深刻な外交問題になる前から認識されており、両国は問題の自主的な解決で意見が一致していた」と主張している。李宣定、前掲論文『日韓相互認識』第四号（二〇一一年）、三二～三三頁。

(56) ヴィクター・D・チャ『米日韓反目を超えた提携』（船橋洋一監訳／倉田秀也訳）（有斐閣、二〇〇三年）、一八六頁。

(57) 金栄鎬、前掲書、一五六～一五七頁。

(58) 当時の検定で問題となった教科書記述は満州事変や日中戦争に関わる部分が主流であった。当時の日本の歴史教科書において韓国の植民地支配と関わる記述は総じて少なく、中国と比べて是正点を見出し難かった。

(59) 「『교과서 항의』 이틀만에 중공에 사과한 일본, 한국엔 왜 차별하나」［「教科書抗議僅か二日で中共に謝罪した日本、韓

国にはなぜ差別をするのか」『朝鮮日報』一九八二年七月三〇日朝刊第三面。

(60) 例えば『朝鮮日報』は八月一〇日に「日本の鈴木首相が、教科書問題が九月の彼の中共訪問前までには妥結するであろうといったことが伝えられた」と報じている。「일본은 이성적 결단을—자국내의 양식의 목소리 경청해야—」「「日本は理性的決断を—自国内の良識の声傾聴しなければ—」」『朝鮮日報』一九八二年八月一〇日朝刊第二面。

(61) 木村、前掲論文『国際協力論集』第二二巻一号（二〇一四年七月）、一七頁。

(62) 中長期的に見ても「歴史歪曲」フレームの影響・効果は非常に大きく、日本との間で新たな歴史認識問題が生じるたびに同フレームが多用された他、「日本が歴史を歪曲している」という理解は現在においても韓国人が日本との問題を考える上での言わば「大前提」となっている。

(63) 三谷、前掲論文〈http://mass-ronbun.up.seesaa.net/image/2012Spring_B2_Mitani.pdf〉（最終閲覧日二〇一七年三月二二日）。

田中　雄一朗（たなか　ゆういちろう）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
韓国国際交流財団奨学生
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　現代韓国朝鮮学会
アジア政経学会
専攻領域　日韓関係・南北関係・韓国政治経済
主要著作　「南北交易における現代グループの対北朝鮮事業」（経済学修士論文、二〇一二年三月提出）
「南北経済協力の政治的意義——開城工業団地を事例として」（法学修士論文、二〇一四年三月提出）